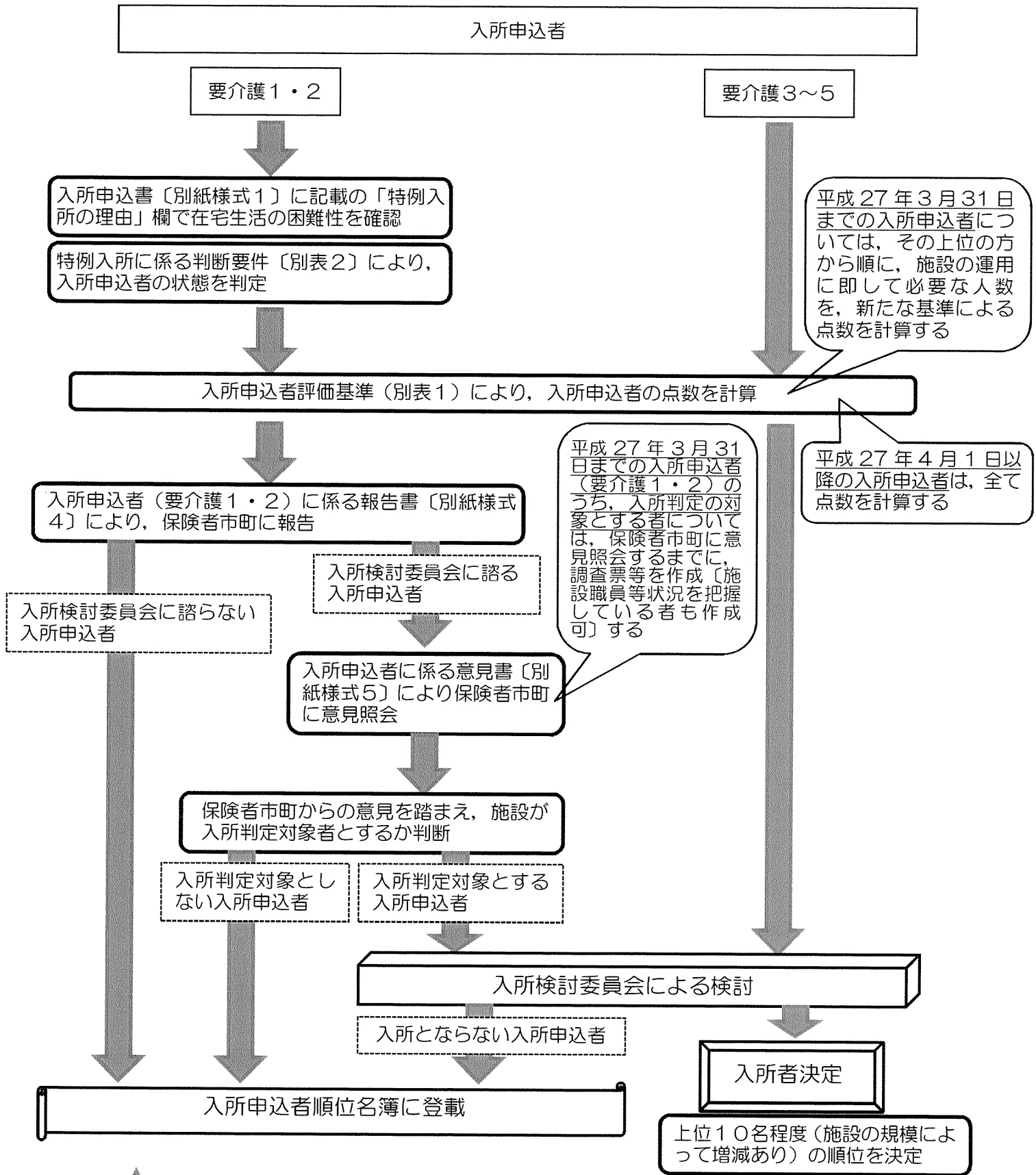


- 入所申込書を受け付ける際、施設は入所希望者及びその家族等に対して、制度（原則として要介護3以上の方のみ入所が可能な旨等）や指針の内容（点数制のため入所申込順の入所ではない旨等）の説明を行う。
- 入所希望者が特例入所の要件に該当しないことが明らか場合は、状態の変化等により入所が必要な状態になった際に、再度入所申込を行うよう説明するとともに、必要に応じて在宅生活の支援を行う。



★ ※最低年1回は入所申込者の状況把握を行い、順位名簿の見直しを行う
 ※入所申込者から状態の変化等に係る連絡があった場合は、その内容を記録する
 ※入所申込者から申込みの取下げがあった場合は、順位名簿から削除する